

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度（2020年度）第3回 枚方市NPO活動応援基金支援審査会	
開催日時	令和元年（2020年） 1月27日（月）	午後15時から 午後17時まで
開催場所	枚方市役所別館4階 第3委員会室	
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：津浦啓子委員、中嶋貴子委員、余田圭二郎委員	
欠席者	北真収委員	
案 件 名	1. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 2. その他	
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会次第</li> <li>・資料① 枚方市 NPO 活動応援基金 補助可能額</li> <li>・資料② 枚方市 NPO 活動応援基金補助事業募集要項</li> <li>・資料③ 枚方市 NPO 活動応援基金補助事業補助金交付申請書</li> <li>・資料④ 枚方市 NPO 活動応援基金による補助に関する検討事項</li> </ul>	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般寄附及び活動分野希望寄附からの補助金交付額は、補助対象経費の1/2以内として、その上限を30万円とする。</li> <li>・団体希望寄附からの補助金交付額はその団体に集まった額を上限とする。また、団体希望寄附が30万円に満たない場合は、3種類の寄附からの交付額の合計が30万円に達するまで申請可能とする。</li> <li>・募集要項に昨年度の事業報告書と定款の提出を求める旨を記載する。提出できない場合は、理由書等を求める。</li> </ul>	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署 （事務局）	市民安全部 市民活動課	

## 審 議 内 容

### ○ 海老原会長

定刻となりましたので、これより令和元年度（2019年度）第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きましてありがとうございます。それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況について事務局より報告願います。

### ○ 事務局

本日は、委員6名中、5名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

### ○ 海老原会長

前回到引き続き、今回の審査会も「公開」することよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

### ○ 海老原会長

審査会について「公開」と決定します。

### ○ 事務局

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

### ○ 海老原会長

会議録についても「公表」することよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

### ○ 海老原会長

それでは会議録について「公表」と決定します。

### ○ 海老原会長

それでは、案件に入らせていただきます。案件は、「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」です。事務局から案件の説明をお願いします。

- **事務局**  
(資料①、資料②、資料③、資料④について説明)
  
- **海老原会長**  
それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、検討したいと思えます。一般寄附及び活動分野希望寄附による補助金交付額については、事務局案では補助率 1/2 の上限額 30 万円までとなっておりますが、いかがいたしましょうか。
  
- **山田副会長**  
補助率について、1/2 でよいか、それとも他の割合にするか等も今回議論するのでしょうか。
  
- **海老原会長**  
説明のあった枚方市 NPO 活動応援基金補助事業募集要項は事務局の案なので、補助率についても、今回の議論の対象となります。
  
- **山田副会長**  
そうすると募集要項が事務局案から根本的に変わる可能性もあるのですね。上限を 30 万円にするか、補助率を 1/2 にするかという 2 点をまず議論すべきかと思えます。
  
- **海老原会長**  
補助可能額が 202 万 8 千円ですが、団体希望寄附の約 50 万円位は差し引かれるので、一般寄附からの補助金については、残りの約 150 万円の枠で 5 団体程度に補助が可能な計算となります。様々な NPO を広く支援したい、という意図がある事務局案かと思えます。
  
- **山田副会長**  
上限額である 30 万円を補助するためには、60 万円以上の事業の申請が必要ということですか。
  
- **事務局**  
そのとおりです。事業費が 60 万円以上なら、補助額が 30 万円、事業費が 40 万円であれば補助額が 20 万円となります。
  
- **中嶋委員**  
市としては、どれくらいの規模の団体を応援したいのでしょうか。規模の大きな団体なら 60 万円の事業を実施可能でしょうが、小規模な団体が事業を実施する際、10

万円のうち5万円を自己負担するというのは厳しいと思います。事業規模が大きな団体を応援するのであれば1/2の補助率がいいかと思いますが、小規模な団体の今後の成長を応援する趣旨であれば、事業費が10万円以上の事業は補助率を1/2とするなど、補助率適用の下限額を設けるべきだと思います。

○ **海老原会長**

事務局案では、60万円の事業が沢山出てくることになり、大きな事業を実施できる団体を応援する制度になりますね。

○ **中嶋委員**

今まで30万円程度で事業を実施していた団体が、頑張って60万円の規模の事業を実施しようとするので、団体の成長に繋がる点には意義があると思います。

○ **山田副会長**

今回から補助割合1/2とする規定ができた場合、団体はどう考えるのでしょうか。

○ **海老原会長**

補助割合は今までなかった規定なので、申請団体には厳しい条件になるのではないかと思います。

○ **山田副会長**

これまでは、補助金額が低くなった場合でも「できますか」と聞いているんですね。例えば50万円の事業に対し、補助されるのは10万円で、40万円は団体に用意できますかと言うことですね。

○ **中嶋委員**

事務局に質問ですが、補助率を1/2とした施策的な意図はあるのでしょうか。

○ **事務局**

自分たちで資金を調達し、団体が自立して運営を行う意識を持ってほしいということと、これまでの実績として、申請金額に対して審査の結果1/2程度の補助額で交付していることが多いという実績を踏まえ、補助率を1/2とする事務局案としました。

○ **中嶋委員**

過去の実績として、補助額が1/2となっている場合が多いということと、団体の自立を促すという政策的な目標があるということであれば、申請団体が減少する心配はあるかもしれませんが、この案のとおりで良いと思います。

○ **山田副会長**

補助割合や補助額の上限の設定に関する議論は、今までもありましたが、やってみないとわからないところもあると思います。

また、予算化する毎年の補助可能額をそろえている自治体もありますが、枚方市は集まった寄附金を、次年度の補助金として使い切るという形をとっている中で、団体が、その年の補助可能額や、補助割合や上限額等の補助内容に関する状況を理解して、申請するかしないかの判断をしたいと思います。

○ **海老原会長**

例えば、事業費が10万円程度の小規模ではあるが、好感の持てる事業に対して、補助額が5万円となれば団体の負担が重いと思います。団体の自立という観点からは離れるかもしれないが、補助割合を適用する下限額を設けるべきではないかと思えます。

○ **山田副会長**

この制度は金額の高い事業だけを応援するものではないと思っています。

○ **中嶋委員**

枚方市にはこの他に、NPOや地域の団体等に対する補助金はありますか。

○ **事務局**

校区コミュニティ協議会に対する補助金があり、1校区あたり概ね120万円程度補助していますが、公募制のものではありません。

○ **山田副会長**

NPO法人を自立させることを目標とした、事務局案かと思っています。

○ **海老原会長**

ある程度対象を絞る必要があることと、申請団体が固定化していることも考慮した事務局案ですね。

○ **津浦委員**

多くの団体を支援できた方が良いと思うので、補助割合を設けることはいいと思いますが、自己負担分をどうするのが団体には課題になると思います。

○ **海老原会長**

資金集めの方法は、プレゼンや審査後のやりとりの中で事務局がアドバイスできる部分があると思います。

○ **山田副会長**

現在の登録団体数はいくつですか。それらの団体は補助割合を適用して事業を実施できる財政状況でしょうか。

○ **事務局**

登録団体は13団体です。以前から登録している団体は大きな事業を実施している団体もあります。新規登録の団体には設立1～2年目の団体もあります。

○ **中嶋委員**

この制度が無くても、事業を実施しようとしていた団体にとっては、結果的に半額がもらえることとなります。一方、従来から事業費の全額を補助金を頼り実施していた団体は今回申請してこない可能性があると思います。

○ **余田委員**

小規模な団体は、支援の対象外になってしまうのでしょうか。

○ **事務局**

支援の対象外というわけではなく、事業費が小さくなると、負担割合も小さくなる制度でもあり、団体が当制度をうまく活用して自立し、運営していく意識を持ってほしいと考えてます。

○ **余田委員**

今後、補助率の有無等に関わらず、自立を促進し継続させていくためには、例えばクラウドファンディングといった資金調達方法を指導していきべきじゃないかと思えます。

○ **海老原会長**

年間を通しての指導が不十分だと思いますので、強化していきべきと思います。

○ **山田副会長**

審査した事業の内容がそのとおり実施できるかは別として、今回から事業実績報告会が実施されるため、寄附者や他のNPO団体に対して事業の説明責任を果たすことにより、団体にも力がつくと思います。

○ **海老原会長**

事業実績報告会は、事業の実施方法や寄附の集め方等が他の団体にとって参考になると思います。

○ **中嶋委員**

長期的な課題になりますが、ある程度の規模で実施したい団体もあれば、小規模な事業を実施していききたいという団体もあり、そういった団体には補助率を 1/2 にすることは厳しい条件なので、小さい団体向けの、少額でも全額補助する制度も設け、団体規模に応じた 2 段階の制度を将来的には目指していくべきと思います。

○ **山田副会長**

団体が継続していくためには、ボランティアベースだけではなく、やはり資金集めが必要だと思います。団体の目指すべき姿は団体の目的によって違っており、単に規模が大きければいいわけではありません。当制度は補助率が事業費の 1/2 ですが、新たな事業を試しに実施する際に活用もでき、多くの団体に使っていただきたいと思いますが、その意図の説明がなされていないため、100 団体中 13 団体しか登録がない。まずは NPO に制度の意図を周知し、活用につなげていただく必要があると思います。

○ **事務局**

補助率を 1/2 にすることにより、小規模な NPO からの補助申請が減る可能性はあるものの、当制度実施後の 10 年間を振り返って、同じ事業が続いていることもあり、事業や団体の自立を促すことが必要かと思います。また、現実的に寄附額が減少している中で、多くの団体を支援したいということからも、今年度は補助率を 1/2 として実施していきたいと考えています。NPO に対しても、2 月 5 日に実施する説明会や、その他の機会ですっかりと趣旨を説明し、当制度の活用につなげるとともに、1 年間実施した後に出てきた課題を踏まえて、再度当審査会にご相談させていただきたいと思っています。

○ **津浦委員**

補助対象経費のうち、いらないのではないかとこのものを、審査会において補助対象経費から除外するというのはできるのですか。

○ **山田副会長**

要綱 1 ページの 3 に基づいて、事務局において除外するものかと思います。

○ **津浦委員**

では、審査会に出てきたものは全て対象経費とのことでよろしいですか。

○ **事務局**

申請書類を事務局でチェックする際に、対象外の経費があれば除外するので、審査

委員会の資料においては、基本的に、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分された状態で掲載されます。

○ **海老原会長**

注1にあるように、申請された備品購入費を対象とするか否かは、審査することがあると思います。

○ **中嶋委員**

人件費についても注2のとおり審査を行うことがあるということですね。

○ **事務局**

過去には、交通費と謝金の申請があった例で、その年は補助可能額が少ないので交通費だけを補助対象にしようと審査会で判断した事例がありましたが、今回からは、補助対象の1/2を一律で補助する形になりますので、特定の経費を補助対象とすることを審査会で議論することは基本的になくなります。

○ **山田副会長**

注1の備品購入費については判断が難しい場合があります。

○ **事務局**

過去には、プリンタは経常的な団体運営にも使用するものなので、過去に対象外とした例があります。

○ **中嶋委員**

補助対象経費は事務局が事前に対象かどうかを精査しておくもので、審査会で判断するものではないということによろしいでしょうか。

○ **事務局**

備品購入費については、事務局で判断の難しいものはご審議いただければと思います。その他は事務局で事前に精査します。

○ **海老原会長**

審査会は補助対象経費かどうかまでは判断はしないけど、意見として、このお金はもう少しこうしたらいいのではということはお伝えいただければと思います。

○ **山田副会長**

謝金等が高額な申請内容があった場合で、その謝金の金額がNPOの謝金規定で決まっていた場合どう判断しますか。

○ **中嶋委員**

NPO の謝金規定に関わらず、常識の範囲内の金額かどうかになるのではないかと思います。

○ **海老原会長**

事務局で判断に迷うときは、審査会に相談いただければと思います。

○ **山田委員**

従来は、審査会で補助対象経費に追加するということがありましたが、今回の制度では、補助金は、事務局により精査された補助対象経費に対して一律で半額になるとのことですよろしいでしょうか。

○ **事務局**

基本的にはそのとおりです。

○ **海老原会長**

上限が 30 万円という点については、他にご意見はありますか。

○ **一同**

ありません。

○ **海老原会長**

団体希望寄附の補助内容についてご意見ありますか。

○ **中嶋委員**

団体希望寄附の補助内容には賛成です。しかし、団体が頑張れば、市の制度を使って寄附を集めることができ、寄附者にもメリットのある制度であるということが、ほとんど理解できないのではないかと思います。節税に意識のある人が使っていますが、ふるさと納税は制度がややこしいので、団体登録をしてもらって、団体希望寄附という資金調達の方法があるということを、説明会等で伝えていただきたい。100 ほどある市内の NPO 法人にも、メールマガジンや広報等で、積極的に周知していければいいと思います。

○ **海老原会長**

続いて 4 補助内容の ③についてご意見等ありますでしょうか。

○ **事務局**

例えば 60 万円の事業を実施する団体が団体希望寄附を 20 万円集めていた場合、残りの 10 万円は他の分野から補助を受けることが可能です。団体希望寄附が 30 万円以下であれば、一般寄附や活動分野希望寄附からの補助金と合計して 30 万円までが補助上限額です。また、例えば 100 万円の団体希望寄附を集めた団体があれば、その団体の補助上限額は団体希望寄附額の 100 万円になります。

○ **山田副会長**

「ふれあいネットひらかた」と「ハーモニックラブ」に団体希望寄附がありますが、活動分野は両方とも子どもに関する分野ではなかったでしょうか。

○ **事務所**

ハーモニックラブは芸術に関する分野です。

○ **山田副会長**

この二つの団体の事業の審査がとおった場合には、活動分野希望寄附に積み立てのある学術・文化・芸術の 3 万円は「ハーモニックラブ」に、子ども・男女共同参画の 3 万円は「ふれあいネットひらかた」に回るようになりますね。

○ **事務局**

審査会で団体希望寄附を受けた団体でも、その額が事業費を満たさない場合、審査会で残額分を一般寄附から補助する価値があると判断された場合は、団体希望寄附を合わせて 30 万円まで一般寄附からも充当可能です。

○ **海老原会長**

団体希望寄附を 30 万円以上集めた団体は、一般希望寄附がもらえない、というのは不平等のような気がします。

○ **事務局**

団体希望寄附は「補助率が 1/2」や「上限 30 万円」という制約がないという点で、メリットのある制度だと考えています。

○ **中嶋委員**

②の例のように 60 万円の事業で団体希望寄附を 40 万円集めていた団体の場合、他の分野から 20 万円の 1/2 の 10 万円を補助受けられますか。

○ **事務局**

いいえ。団体希望寄附からの補助金が 30 万円に達した場合は、その他の分野からの補助を受けられなくなります。

○ 海老原会長

団体希望寄附を集めた団体からすると、団体希望寄附を集めていない団体は補助対象経費の1/2といえど、補助される点については、不公平を感じるかもしれません。

○ 山田副会長

それはそれでいいと思います。

○ 事務局

例えば集めた額が20万円の団体は、残り10万円を申請できるので、団体希望寄附は集めた団体ほうがやはり得です。

○ 海老原会長

1/2の補助率の制約がなかった場合、団体は必死にならないかもしれません。

○ 山田副会長

補助可能額を考える際に、活動分野希望として寄附のあった8万円は、一般寄附からの補助可能額に加えて考えた方がわかりやすいですね。

○ 事務局

現行では、活動分野希望寄附は該当する事業申請がなかった場合は使えない等という課題があるため、今年度で活動分野希望寄附という種別は終了します。

○ 中嶋委員

ちょっと話を戻します。先ほどの③の例ですが、大規模な事業を企画した、市内の団体が、事業費100万円に対して申請を行い、その際に、団体希望寄附を50万円集めた場合、残りの50万円に対しては一切補助ができなくなる。30万円を超える団体希望寄附を集めてしまったために、一般寄附や活動分野希望寄附からの補助金の制度が使えなくなる。団体に自立して大きくなってほしい、という趣旨であれば申請額に上限を設けるべきだと思います。

○ 海老原会長

いくら団体希望寄附を集めても、その対象となる事業が審査会を通らなければ補助金は交付しませんが、寄附する側には税務上の優遇措置を利用できて、寄附が集まりやすい制度にもなっています。

○ 中嶋委員

団体希望寄附という言い方がわかりにくく、団体指定寄附と言う方が団体に個別に

補助されることがわかりやすいと思います。

○ **海老原会長**

団体希望寄附の活用については、説明会等での説明が必要かと思います。

○ **余田委員**

資料①の(2)において、「コンビニと地域環境を考えるの会」に対する18万円の団体希望寄附が一般寄附に繰り越されていますが、なぜ一般寄附に繰り越されているのですか。

○ **事務局**

「コンビニと地域環境を考えるの会」は、今年度において団体登録はされていません。また、前年の寄附金申請の際に交付申請されなかったため、その残額が今年度に繰り越されています。繰越は2年度を限度として繰り越しますので、今年度登録団体ではないことから、一般寄附に繰り越すものです。

○ **山田副会長**

この団体は、現在も存在するのですか。

○ **事務局**

存在しています。

○ **余田委員**

例えば、5万円ほしかった団体に10万円の団体希望寄附が集まり、額が大きかったために使い切れずに返金し、その後、一般寄附として繰り越されることとなったとなると、そもそもの趣旨と違ってくると思いますので、その点の説明を団体にすべきかと思います。

○ **事務局**

団体希望寄附を集めた団体には、個別に通知を送っており、その中で2年間不使用なら一般寄附に繰り入れられることを記載しています。

○ **事務局**

「コンビニと地域環境を考えるの会」に対する団体希望寄附の繰越額は、本来なら今年度申請をして使っていただきたかったものです。

○ **中嶋委員**

団体希望寄附を集めていても、事業の審査が通らなければ使用できないわけです。

ね。例えば、つばさの会大阪に対する団体希望寄附の463,412円が来年度も再来年度も事業が採択されなければ、自分たちの団体の寄附とはならないわけですね。その点の説明は、通知文だけではなくて募集要項に記載するべきだと思います。

○ **事務局**

寄附者には周知していますが、募集要項にも追記します。

○ **海老原会長**

続いて審査基準についてですが、資料③のとおり案が二つ出ており、事業計画書と採点基準対応表がセットで作られております。案①は自立性・継続的に活動していくための工夫が審査基準に追加されており、案②は申請事業に関する意思決定の状況が審査基準に追加されていますが、これについてご意見等をお願いします。

○ **中嶋委員**

案①の採点基準対応表の⑨に記載のある内容を審査することで、案②の内容も含んだ審査ができるため、案①に賛成です。

○ **海老原会長**

内容的に案①も案②も同じことを求めているとは思いますが、案②では当初の成り立ちだけしか書かなくて良くなってしまいう部分もあり、両方の案をうまくミックスできたら良いなとは思っています。

○ **山田副会長**

添付資料として財務状況を確認できる書類が提出されていたら、案②の内容も確認できると思います。

○ **海老原会長**

いまは財政状況を確認する資料の提出は求めていますね。

○ **中嶋委員**

昨年度の決算資料の提出は求めないのですか。

○ **事務局**

補助金申請の際には、求めています。

○ **中嶋委員**

昨年度の活動報告書と財務資料、それと団体の定款は提出してもらいたいと思います。

○ **事務局**

それでは募集要項3ページの5応募方法①提出書類の部分に、昨年度の事業報告書等と定款の提出を求める旨の記載をします。

○ **中嶋委員**

定款の提出後に、理事会で承認すべき大きな変更点等があれば、理由書を自由様式でもいいのでつけてもらえれば、それを加味して審議できると思います。

○ **事務局**

例えば「ハーモニークラブ」という団体は、法人化から間もないため、昨年度の事業年度は一か月間しかなく、こういった団体はどう審議を行うかといった問題点があります。

○ **山田副会長**

活動が一か月間だとしても、会費をしっかりと集めているか等、提出資料からわかる部分があります。

○ **海老原会長**

昨年度の活動が少ない団体は、できる限りの書類を出して説明してもらえないと思います。

○ **事務局**

それでは募集要項3ページの5応募方法①提出書類の部分に、昨年度の事業報告書と定款の提出を求める旨の記載をします。また、どうしても資料が提出困難な場合はその理由書等の提出を求めることとします。

○ **海老原会長**

資料提出が困難な場合として想定されるものは、一度も決算をしたことがないなどでしょうか。

○ **中嶋委員**

定款を大きく変更する可能性がある場合も該当すると思います。

○ **事務局**

事業計画書の記入方法についてもご意見をいただきたいと思います。

○ **余田委員**

事業計画書の記入例はありますか。

○ **事務局**

記入例はありません。記入方法は、説明会にて補足説明を行おうと思っています。

○ **山田副会長**

以前より記載項目は増えていますね。

○ **事務局**

従来はA 4用紙の片面だけの記載項目でしたが、今回の案ではA 4用紙の裏表にわたる記載項目になっています。

○ **中嶋委員**

補助金をもらうためには、決して多い記載内容ではないと思います。

○ **事務局**

記入例の作成はせず、説明会で一般的な説明をしつつ、個別の相談を行って書き方も相談に乗りたいと思います。

○ **海老原会長**

団体の熱意だけを書かれて、内容が抽象的になってはいけないと思います。

○ **事務局**

具体的に記載する旨を記載したいと思います。

○ **中嶋委員**

必要であれば来年度に記入例を作成してもよいと思います。

○ **事務局**

事業計画書や定款の中身を採点に入ることが申請者にわかりにくいため、採点基準の事業計画書に対応する箇所を示すべきでしょうか。

○ **山田委員**

採点基準対応表は審査会で使うものなので、出さなくてもいいと思います。

○ **中嶋委員**

採点基準に対応する項目まで示してしまうと、良くも悪くもそれに合わせて事業計画書を書いてくると思うので、概要だけは伝えてもいいかもしれませんが、事業計画

書に対応する箇所は示すべきでないと思います。

○ **事務局**

それではどの資料のどの部分を採点に含めるといった具体的な説明は書面ではなく、説明会において、説明することとしたいと思います。

○ **山田副会長**

他市においても具体的項目までは出している場合が多いですが、事業計画書対応箇所までは出さなくていいと思います。説明会后、補助申請を受け付けるまでの間に、団体からの質問を受け付けるのでしょうか。

○ **事務局**

受け付けます。今回議論した点も質問でお伝えできればと思います。

○ **海老原会長**

それでは事業計画書は案①を採用することとします。また、最新の定款と事業計画書の提出を求め、提出ができない場合はその理由書等の提出を求めることと決定します。その他の細かな部分の修正等が出てきた場合は、会長の私に一任してもらうことでよろしいでしょうか。

○ **一同**

異議なし。

○ **海老原会長**

その他でご質問はありませんでしょうか。

○ **山田副会長**

団体希望寄附の名称を変更する場合は、条例を改正する必要があるのでしょうか。

○ **事務局**

要綱に記載されている内容ですので、条例の改正は不要です。

○ **山田副会長**

団体希望寄附という名称となっている理由は、必ずしも指定した団体に寄附されるわけではないので、あえて希望となっているのかとも思います。

○ **中嶋委員**

将来的な課題になるかと思いますが、この制度は1年目に団体登録と事業の審査が

あり、2年目にやっと事業を実施するという複数年にわたる制度で、使いにくいものになっていると思います。NPO法人は、法人設立時に一定審査されるので、団体登録を省くことで使いやすい制度にできないかと思います。

○ **山田副会長**

団体希望寄附を集めるために登録して、審査を経て、事業実施というので2カ年になっているかと思いますが、NPOからすると補助金が欲しい時に申請し、すぐもらえるという制度の方が、事業を実施しやすいと思います。本当は、団体が自分たちの団体に直接寄附されるように頑張ってもらいたいと思います。

○ **事務局**

本日、いただきましたご意見を、「募集要項」及び「枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要領」に反映し、補助申請受付の手続きを進めてまいります。ありがとうございました。

また、次回審査会の日程でございますが、事前に調整させていただきました通り3月30日（月）の午後1時ごろから開始させていただこうと考えております。正式な依頼文書につきましては、後日送付させていただく予定です。所要時間は、申請団体数にもよりますが午後8時頃までかかる場合も考えられます。年度末のお忙しい時期とは存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

○ **海老原会長**

それでは、これをもちまして、令和元年度（2019年度）第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了します。